

衆議院財務金融委員会ニュース

【第213回国会】令和6年4月9日（火）、第15回の委員会が開かれました。

- 1 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）
 - ・鈴木財務大臣、赤澤財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、立憲、維教、公明、共産、吉田豊史君）
 - ・塚田一郎君外4名（自民、立憲、維教、公明、共産）から提出された附帯決議案について、櫻井周君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成一自民、立憲、維教、公明、共産、吉田豊史君）
（質疑者）井上貴博君（自民）、馬場雄基君（立憲）、稲津久君（公明）、稲富修二君（立憲）、伊東信久君（維教）、掘井健智君（維教）、田村貴昭君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

井上貴博君（自民）

- （1） 国家公務員等の旅費に関する法律（以下「旅費法」という。）を改正する経緯及び目的
- （2） 現行の旅費法における課題及び今回の見直しの内容
- （3） 宿泊料の上限となる基準額について、用務先までの所要時間や安全性等を含めた適切な宿泊先の選定を可能とするように設定する必要性
- （4） 各府省等の会計担当者等に改正の趣旨を周知徹底する必要性
- （5） 出張申請や精算業務等の職員の事務負担を軽減する必要性

馬場雄基君（立憲）

- （1） 以前から必要性があったにもかかわらずこれまで旅費法の改正がなされなかった理由
- （2） 財政審議会「令和6年度予算の編成等に関する建議」（令和5年11月20日）において「オンライン会議の活用を含めた業務の効率化を進めることが大前提」と明記されたことを踏まえ、旅行命令を行う基準及び今後の執行状況を明らかにする必要性
- （3） 政令事項となる旅費種目の変更について、今後は国会における承認や報告が不要となることの確認
- （4） 現行の旅費法の別表に定める旅行先の地域区分について、今後政省令で定められる見直しの具体的内容
- （5） 宿泊料の季節変動への対応
 - ア 基準額の設定における季節変動の反映の考え方
 - イ 基準額の見直しの基準及びタイミング
- （6） 今後政省令で定められる日当に含まれる費用
- （7） 地方自治体への影響
 - ア 本改正案が地方公務員の旅費制度に影響を与えることについての大臣及び総務省の認識の有無
 - イ 国家公務員の旅費制度に準ずることとしている地方自治体の数
 - ウ 本改正案による改正に伴う国のシステム改修費
 - エ 本改正案の内容に準じて旅費制度を変更する地方自治体において発生し得るシステム改修費
 - オ 上記エの費用を総務省が予算要求する必要性
 - カ 上記オの予算要求がなされた場合の財務省の対応についての大臣の所見

稲津久君（公明）

旅費法改正案

- ア 本改正案の基本的な考え方
- イ 旅費の種類及び内容に関する規定を政令に委任する意義並びに政令の策定及び改正に当たっての説明責任の在り方
- ウ 扶養親族移転料の支給対象に係る今後の見直し方針
- エ 事務手続の簡素化・効率化に向けた政府における検討の具体的内容及び本改正案への反映の状況
- オ 国費の適正な支出の確保の実効性を担保する方策及び新設される財務大臣による監督規定の具体的内容

稲富修二君（立憲）

（１） 旅費法改正案

- ア 政府全体及び財務省の年間旅費総額
- イ 今回の改正による旅費総額の増減の見込み
- ウ 改正後において常識的な範囲内で実費運用が行われることの確認
- エ 法律上「日当」という文言が無くなることの確認及び実態に即した具体的な表現を使用すべきとの提案に対する政府の見解
- オ 宿泊料を上限付き実費支給に変更するに当たっては、為替や物価の変動等に対応できる合理的手法を検討すべきとの提案に対する政府の見解
- カ 本改正案の成立後に関連政省令の改正がなされる具体的時期
- キ 日帰りでなく宿泊を伴う旅行とする場合の具体的基準
- ク 大臣が国際会議に出席する際に帯同する事務職員の人数
- ケ 複数の省庁が関係する国際会議等に帯同する事務職員の人数が各省庁縦割りにより必要以上に多くなっている懸念及び改善状況についての大臣の認識

（２） 政治活動と課税

- ア 選挙運動に関して得た収入が非課税とされている理由
- イ 政治資金に係る雑所得の計算において領収書の有無にかかわらず政治活動のために支出した費用であるとすれば収入から控除できるのか否かの確認
- ウ 政治団体間の資金移動について実態を見て判断すれば個人の相続等に該当する場合には相続税等の課税関係を考えるべきとの指摘に対する政府の見解
- エ 解散した政治団体の残余財産の帰属先及び個人に帰属する場合の同財産に係る課税関係

（３） 日産自動車株式会社が賃上げ促進税制の適用を受ける資格を失ったとの報道（令和6年4月）におけるその具体的内容及び資格が失われる期間

伊東信久君（維教）

旅費法改正案

- ア 急激な物価上昇や宿泊需要の増加により宿泊料が上昇した際に支給限度額の上限を柔軟に引き上げることについての議論の有無
- イ 財務大臣との協議を経ずに各庁の長の裁量で実費弁済が可能となる運用への変更についての財務省の検討状況
- ウ 財政制度等審議会の建議で提言された「説明責任や透明性を確保し、不正防止、冗費節約の観念が損なわれないための新たな仕組み」についての検討状況
- エ 現行の紙ベースによる旅行命令簿及び旅行依頼等の様式について、各省庁での運営・管理状況

- オ 旅費に関する手続のデジタル化について、デジタル庁が担当することの確認及び各省庁の事務負担軽減に関する試算
- カ 旅費法を参考にして条例改正やシステム改修を行う地方自治体に対する予算支援の検討状況
- キ 調査研究広報滞在費の在り方についての大臣の見解

掘井健智君（維教）

旅費法改正案

- ア 北海道庁職員の東京出張に係る相当額の費用に関する報道（令和6年4月）についての大臣の所感
- イ 行政の無駄を削減するため、可能な限りオンライン会議を活用するとともに、旅費予算にシーリングを設けるべきとの考えに対する大臣の見解
- ウ 旅費法第4条第2項に規定する旅行命令権者が旅行命令を発することができる要件に、オンライン会議では遂行できない場合という趣旨の規定を入れることについての大臣の見解
- エ 法律の規定を簡素化し政令に委任されることに関して、国費の適正な支出を図るための担保措置
- オ 旅行の契約主体により適用法（旅費法と財政法）が変わる理由
- カ 旅費法とは別に財政法で規律される部分について、適正な予算執行を担保するための措置

田村貴昭君（共産）

旅費法改正案

- ア 旅費の不正受給者の給与等から当該旅費相当額を控除できる規定が新設されることに関し、給与の全額支払いの原則が不当に侵害されないための対応
- イ 財務大臣による実地監査が行われる条件及び各省庁の会計担当者に過度な業務負担が起らないための配慮の必要性
- ウ 政令で規定することとされている旅費の上限額の検討状況
- エ 旅費計算に係る最も経済的な通常の経費及び方法の考え方
- オ 同性パートナーの取扱い
 - a 犯罪被害者給付金の支給対象に事実婚状態の同性パートナーが含まれているかどうか争われた訴訟の最高裁判決（令和6年3月26日）の内容
 - b 上記aの最高裁判決を受けての警察庁の対応
 - c 事実上婚姻関係と同様の事情にある者と定めのある各種法令について、上記aの最高裁判決を受けて同性パートナーの取扱いを検討する必要性
 - d 上記cについて内閣府が率先して行うべきとの考えに対する同府の見解
 - e 旅費法に規定される職員の配偶者を対象として支給される旅費の種類
 - f 上記aの最高裁判決を受けての旅費法における同性パートナーの取扱いについての大臣の見解